

道州制ビジョン懇談会において出された主な論点

平成20年12月24日
道州制ビジョン懇談会

○ 道州の区域

◆ 中間報告（抄）

7 道州の区域

（１）区域の決め方

道州の区域は、経済的・財政的自立が可能な規模のほかに、住民が自分の地域という帰属意識をもてるような地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を有していることが必要である。

道州の区域を決定する際には、そうした条件を踏まえながら、その道州の住民の意思を可能な限り尊重し、法律により全国をいくつかのブロックに区分する方式を採用する。ただし、これを最終決定とせず、各地域の移行のあとも区域の修正を柔軟に行うべきである。

なお、区域の決定は、道州制の重要事項であるため、その過程においては、本懇談会の審議状況を踏まえ、必要に応じ、専門委員会（区割り基本方針検討委員会）を設け、透明性のある基準を設定し、速やかに基本方針の報告をこの委員会に求める。

（２）道州の議会や行政庁所在地

道州の議会及び行政庁の所在地は、各道州が決定する。道州行政庁を一都市に集中させるか、複数の都市に分散すべきか、いずれにしても地域住民の意思を反映したかたちで決定する。

◆委員からの意見

★区割り論について

- 区割りの議論は最終報告までに、道州制に至る考え方、どういう考え方で臨むかということについて議論すべきではないか。
- 区割りを考えるにあたっては、現在の47都道府県の県境を前提としないべきではないか。
- 県境を取っ払って考えるという話をするだけで混乱するし、100年の歴史の中で県民意識というのは非常にできているのではないか。
- 道州制の制度設計（税財政制度や意思決定プロセス等）の在り方を見極めながら議論すべきではないか。
- 道州の区域を定める際のプロセスに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってアプリアリに決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要ではないか。また憲法との整合性をどう考えるか。
- 道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいいわゆる「道州制基本法（仮称）」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるにとどめるべきではないか。
- 道州の区域等の枠組みは、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではないのではないか。
- 道州の区割りは、今後の国・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的条件、文化的条件などの諸条件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要ではないか。
- 道州の区割りは、歴史、伝統、風習など各地域の意見を十分勘案して国民的議論により決定すべきことであり、先行して行うものではないのではないか。
- 枠組みの話は分かりにくい。まずは、目的理念、税金、権限をはっきりさせるべきではないか。
- 国民の間での議論を喚起するためにも、区域の例を明らかにした方がいいのではないか。
- 「区域そのもの」ではなく、「区域の決め方・見直し方の基準」を議論し方向付けるべきではないか。

★区割りの決め方

- 道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要ではないか。
- 道州制のグランドデザインや役割分担の議論の先に区割りの議論があるのではないか。まずは役割分担の議論を進めるべきではないか。

- 区割りに際して経済的・社会的に独立に値する規模を考えるにあたっては、道州制の導入により国の権限が小さくなることを十分に考慮すべきではないか。
- 中間報告の考慮事項を全て完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、「経済的・財政的自立が可能な規模」の要素よりも「歴史・文化・風土の共通性」の要素が強く求められることになるのではないか。
- 中間報告に挙げられた４つの考慮事項に加え、戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリアについても重要な考慮事項ではないか。
- 区割りの在り方が地域やそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、経済界や言論界、全国的な連合組織の特定の視点のみではなく、幅広く国民各界各層とキャッチボールをしながら意見を反映していくことが必要なのではないか。
- 区割りにあたっては、住民の中にあるさまざまな経済活動や交流の実態を考慮することが必要ではないか。
- 区割りにあたっては、都道府県がこれまで果たしてきた役割についても考える必要があるのではないか。
- 地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案し、地域住民の意思を最大限尊重して決定すべきではないか。
- あくまで地域の自立的な調整で決めるべきではないか。
- 区域を議論するにあたっては、地域の自主性を尊重することが重要であるが、「国のかたち」と密接に関連する重要事項であるため、国と地方が協議を行い、法律により全国をいくつかのブロックに区分する方式を採用することが適当ではないか。
- 区域そのものの確定に時間と労力を費やすのではなく、透明性のある基準を設定することにこそ意味があるのではないか。
- 広域経済圏として自立していけるだけの規模（人口、面積、GRP等）が必要なのではないか。
- いったん区割りを決めて線を引いたとしても、必要があれば州境を変更できるような制度にすべきではないか。
- 具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要なのではないか。

★区割りのイメージ

- 道州は一つの自治体であり、地域経営において住民が一体感を持てることが重要。そのため、道州の区域は、住民が自分の地域という帰属意識を強く持てるような地理的一体性（一つの島であるなど）や、歴史文化、風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を有していることが必要なのではないか。また、将来の道州ごとの役割や自立の可能性を見極めることが必要なのではないか。
- 最終報告では区割り案（３案～４案）を示すべきではないか。
- 区割り案を委員会において出すべきではないか。
- 最終的に区割り案については、地図を無視して議論はできないものの、国民に非

常に影響を与えること等を勘案すれば、区割り案を出すべきではないのではないか。

- 道州制にした場合の東京の取扱いを考えていくべきではないか。
- 東京の取扱いについては、専門委員会ではなく懇談会である程度方向性を見つけていくべきではないか。
- 沖縄県は単独州とすべきではないか。
- 沖縄をどうするかは別途検討してはどうか。
- 沖縄の区割りにあたっては、奄美の扱いを考える必要があるのではないか。
- 道州制に早く到達するためには、大変な混乱を招くと思われる都道府県の合併をあえて行うかどうかを検討する必要があるのではないか。
- 歴史、伝統、風習、気候を加味して次のような12州を想定し、州境の微調整は実施後に行ってはどうか。

1、北海道

2、東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）

3、北陸信越（新潟、富山、石川、福井、長野）

4、北関東（茨城、栃木、群馬、埼玉）

5、東京特別（東京23区）

6、南関東（千葉、神奈川、山梨、東京都下）

7、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）

8、関西（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）

9、大阪特別（大阪府）

10、中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

11、四国（徳島、香川、愛媛、高知）

12、九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

※ 沖縄についてはその意思を尊重する。

- 企業は全国を7～10の支店でマネジメントしており、日本の地域的なマネジメントとしては8～10が一つの形なのではないか。
- 10道州（北陸州を含む）と東京23区特別州くらいが適切なのではないか。
- 北海道と沖縄、九州、四国は、それぞれ一つの道州に。東北は二つに。中国山陰も二つに。関東圏と関西圏、中部圏を一つに。全体で、11～13の道州というイメージなのではないか。九州と沖縄は一つという選択もあるのではないか。
- 人口や経済規模も重要であるが、そればかりを重視して道州のエリアが広がり過ぎると、かえって投資の重点化や行財政の効率化が難しくなり、道州の独自性も薄れてしまう。地方制度調査会報告（平成18年2月）の11～13の区割り案が適切なのではないか。

★州都について

- 州都の機能は1つにまとまっている必要は無いのではないか。
- 州都は地域住民による投票で決定するなど、住民の意思を反映すべきではないか。